

## 議案第44号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま  
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う 場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定 により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な 措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱 める等その権限を濫用してはならない。	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の法第33 条の7に規定する児童等に対し法第47条第1項 本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒す るとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当 該児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫 用してはならない。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改  
正)
- 2 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成2

6年さいたま市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)</u>、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、<u>幼保連携型認定こども園</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">入所中の<u>児童</u>に対し法第47</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>当該児童</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]			第	[略]		1	入所中の <u>児童</u> に対し法第47	[略]	2	条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項			<u>当該児童</u>	[略]	[略]			<p>(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)</u>、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、<u>幼保連携型認定こども園</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">入所中の<u>法第33条の7に規定する児童等</u>に対し法第47</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>当該児童等</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]			第	[略]		1	入所中の <u>法第33条の7に規定する児童等</u> に対し法第47	[略]	2	条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項			<u>当該児童等</u>	[略]	[略]		
[略]																																					
第	[略]																																				
1	入所中の <u>児童</u> に対し法第47	[略]																																			
2	条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項																																				
	<u>当該児童</u>	[略]																																			
[略]																																					
[略]																																					
第	[略]																																				
1	入所中の <u>法第33条の7に規定する児童等</u> に対し法第47	[略]																																			
2	条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項																																				
	<u>当該児童等</u>	[略]																																			
[略]																																					